

豊岡市障害者計画の取組み状況について 令和元年 8 月（2019. 8）

施策名 （所管課及び関係団体）		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
（１）「自己実現できる」まちづくり				
		①教育の充実		
	学校施設、設備の改善 （教育総務課）	特別支援学級の設置等に伴い、障害に応じた改修を行う。	弘道小学校 通路の一部の段差解消、トイレ改修 中筋小学校 トイレスロープ設置	ほとんどの学校がバリアフリー法施行前に建築された古い施設であり、バリアフリー化を考慮していないため、改修が困難である。
	学校教育等の充実 （こども育成課）	（１）保育所・認定こども園 公立保育所及び認定こども園は、軽度障害児 3 人に 1 人、中度以上障害児 2 人に 1 人の基準で保育士を加配する。 私立保育所及び認定こども園は、公立園の加配基準に準じ補助金を交付する。 （２）幼稚園 公立幼稚園への介助員の配置を行う。	（１）保育所・認定こども園 公立保育所・認定こども園の 2 号・3 号認定は、軽度障害児 3 人に 1 人、中度以上障害児 2 人に 1 人の基準で保育士を加配 2019 年 8 月 1 日現在の状況として、軽度障害児 11 人に対し、保育士 4 人を加配した。（重中度障害児は該当なし） （２）幼稚園 公立幼稚園への介助員・看護師の配置 2 園に介助員 4 人・看護師 1 人を配置した。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。
	学校教育等の充実 （こども教育課）	・特別支援教育コーディネーターの複数配置の推進と特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員の配置と支援の充実 ・学校生活支援教員（通級指導担当者）の配置と通級指導の実施	・各校における、特別支援教育コーディネーターの複数配置を昨年度から継続的に行った ・特別支援教育支援員の配置と支援の充実を行った 市内幼稚園、小、中学校 2 4 校園、4 8 名配置 ・学校生活支援教員（通級担当者）の配置と通級指導の実施 7 名の配置（昨年度より 1 名増）市内 1 3 4 名の通級指導を実施（4 月時点）	・昨年度に比べ、特別支援教育支援員 1 名増加、学校生活支援教員も 1 名増加したことにより、指導・支援の対象となる児童生徒等が増加し、一人ひとりの障害の状況や特性に応じた指導の充実が図られてる。しかし、子どもの実態や支援等が多様化・複雑化しており、さらなる配置数の増加が望まれる。
	サポートファイルの活用 （こども教育課）	・関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校への、サポートファイルの引渡し。 ・関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成についての説明会の開催。 ・関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小学校との引き継ぎの実施。	・関係課と連携し、新規作成者の在籍校へサポートファイルの引渡しを行った。 小学校 2 0 校 中学校 7 校 高等学校等 1 0 校 ・関係機関と連携し、作成児童在籍の小学校と、対象児童の実態や支援の方法を引き継いだ。 小学校 1 2 校	・サポートファイルの認知や活用については、教職員、学校間での認識に差がある。 ・サポートファイルについて、高等学校等の引継ぎが昨年度より増えている。さらに、周知されるよう、啓発が必要である。
	サポートファイルの活用 （こども育成課）	サポートファイル作成・記入にかかる説明会を実施予定	10 月中旬以降に左記説明会を実施予定	・園職員への情報周知の徹底 ・園や療育センターを通しての保護者への情報周知の徹底
	サポートファイルの活用 （社会福祉課）	・サポートファイルの作成及び管理依頼 ・「発達障害児等支援連絡会議」の開催 ・高等学校、高校卒業後のサポートファイルの活用状況や課題の把握を行う。 ・次年度サポートファイル作成申込受付	①サポートファイルの管理依頼を行った。 ・新規作成者 62 名 ・進学に伴う引継ぎ者 44 名（内訳：小学校から中学校へ 25 名、中学校から高等学校へ 19 名） ②発達障害児等支援連絡会議の開催（2019 年 8 月 30 日開催、次回 12 月開催予定） ・サポートファイルに関する取組み、発達障害に関するニーズへの対応について協議を行った。 ・高等学校卒業後のファイルの活用について報告を行った。 ・発達障害児等の支援について関係機関での現状や課題について情報共有を行った。	・昨年度末にサポートファイル所持者が初めて高等学校を卒業し、ファイルを保護者に返却した。卒業後のサポートファイルの活用状況や課題の把握を行う必要がある。 ・学校や保護者へサポートファイルの作成について周知は進んだが、ファイルの活用について引き続き周知が必要である。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
		教職員の資質の向上と校内支援体制の充実 (こども教育課)	・特別支援教育コーディネーター研修会の実施（7月19日 参加者 57名） ・特別支援教育支援員の研修会の実施（7月19日 参加者 44名） ・特別支援学級担任・学校生活支援教員の研修会の実施（8月1日 参加者 59名） ・選択制研修（特別支援教育）小中学校希望者（8月26日 参加者 86名） ・学校生活支援教員担当者研修会の実施 月1回実施 ・豊岡市教育相談会の実施 7回実施(夏季休業中) 参加者 23名	各担当者の経験値や知識に違いがあるため、担当者のニーズに合った研修を行い、それぞれの専門性を高めることで、専門的な指導・支援ができるように継続していく。
		児童、生徒間の交流拡大 (こども教育課)	・県立特別支援学校との交流及び要請による居住地交流の実施 ・各校において、特別支援学級と通常学級との交流 ・市内特別支援学級児童生徒の交流会の実施	交流のねらいを明確にし、教育課程や年間指導計画に位置づけ、計画的に進めていくことが必要である。
		児童、生徒間の交流拡大 (こども育成課)	今年度は園行事等を考慮し、4、8、2月を除く年間9回の交流行事（9時～11時）を実施している。 現在、支援学校3歳児1名が八条認定こども園の3歳児クラスと、支援学校5歳児1名が八条認定こども園4歳児と交流活動、保育を実施している。 回を重ねるにつれ、子ども同士が仲良くふれあって遊んだり、手話を教えてもらったりしており、互恵的な交流を継続できている。 秋には、一緒に昼食を食べる予定にしている。	特になし。
		児童、生徒間の交流拡大 (社会福祉課)	【2019年実績】 2019年8月現在「保育所等訪問支援」支給決定者数 179名 2019年4月～2019年7月 延べ利用件数 81件 【参考 2018年度実績】 2019年3月現在「保育所等訪問支援」支給決定者数 171名 2018年4月～2019年3月 延べ利用件数 187件	特になし。
		放課後等の支援の充実 (社会福祉課)	【2019年8月末現在】 放課後等デイサービス支給決定者 225名（前年度末実績 200名） 日中一時支援支給決定者 34名（前年度末実績 35名） 【参考】 放課後等デイサービス事業所数 9箇所 日中一時支援事業所数 2箇所	・長期休暇中にサービスの利用が集中する。 ・事業所が旧豊岡市内に集中しており、それ以外の地域にとっては、不便な状態となっている。
		放課後等の支援の充実 (こども育成課)	放課後児童クラブでの障害児の受入れ人数・・・35人（2019.5.1現在）※申告による数値。	放課後児童クラブは、専用の施設を持たず幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害のある児の特性に対応する環境が十分整っていない（クールダウンする部屋等）。また、職員についても対応できるスキル、知識等を持つ者をそれぞれに配置できる体制にない状況である。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	通学、通園支援の実施 (社会福祉課)	引き続き、障害のある保護者、また保護者の出産、病気等、やむを得ない理由がある場合、移動支援等のサービス利用など、個別の事情に応じたサービスの提供を行う。 医療的ケア児への支援については「豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議」にて、総合的に検討を行う。	・今年度は8月末時点で具体的な事例なし。 ・9月6日に豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議を開催し、通学、通園に関する課題の共有を行った。	・サービスの利用だけでなく、地域資源を活用したり、学校や地域の協力を活用できる体制が必要。 ・医療的ケア児者の通学、通園については、多くを保護者に依存せざるをえない状況となっている。
	北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 (社会福祉課)	引き続き同じ取組みを行うが、施設の利用希望者の増加に対応できるよう、特に相談業務にかかる適正な配置と支援体制の充実に努める。	相談支援事業所びあほくたんから、アンケートやヒアリングを行い現状の業務や意見・要望の把握を行った。	利用者に対して相談支援専門員が不足している。
②雇用・就労の促進				
	障害のある人の就労支援施設などの支援 《拡充》 (社会福祉課)	・就労系障害福祉サービス事業所への市または障害者自立支援協議会しごと部会としての側面的支援の検討を継続する。 ・地域活動支援センターの安定的な運営を支援するため、補助金の交付を継続する。 ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達を継続する。	・自立支援協議会しごと部会と連携し、就労系障害福祉サービス事業所等において取り組むことが難しい、就労準備性を高める支援として、就労ガイダンスを検討している。 ・2019年障害者施設等からの物品等の優先調達方針を策定した。 物品（食品類、木製品等）600,000円、役務（除草、清掃作業等）3,010,000円 ・市役所本庁舎において、月に10日程度授産製品の販売を行っている。 ・地域活動支援センター9箇所に補助金を交付。	就労系障害福祉サービス事業所が多忙のため、一般就労に向けた支援に取り組むことが難しい。
	雇用・就労準備の支援 (社会福祉課)	就労系障害福祉サービス事業所が行う就労支援をバックアップするため、障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、就労セミナーや企業見学会等を実施する。	自立支援協議会しごと部会と連携し、就労系障害福祉サービス事業所等において取り組むことが難しい「就労準備性を高める支援」として、就労ガイダンスを検討している。	就労系障害福祉サービス事業所が多忙のため、一般就労に向けた支援に取り組むことが難しい。
	雇用・就労機会の拡充 (社会福祉課)	・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、障害者の企業見学会等を実施することにより、障害者と企業の接点をつくる取組みを行う。 ・短時間の雇用など、従来の形にとらわれない新しい働き方や障害者雇用にかかる諸制度及び相談窓口の周知方法や啓発等について公共職業安定所へ相談する。	上記と同様 ・7月22日の但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有した。 ・短時間雇用について、調査・研究中である。	引き続き、従来の形にとらわれない新しい働き方について調査・研究が必要である。
	雇用・就労機会の拡充 (人事課)	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を満たすよう、障害のある人の雇用を維持する。	・2018年4月1日から法定雇用率が現在の2.3%から2.5%へ引き上げられた。また、2021年4月までに更に0.1%引き上げとなる。 ・2019年6月の豊岡市役所の障害者雇用率は、市長事務部局が2.5%教育委員会部局が2.71%で法定雇用率2.5%を達成している。しかしながら、今後退職等が見込まれることから、更なる雇用拡大を進める必要がある。 ・現在、知的障害者を1名雇用しているが、今後も障害の区分に関わらず、雇用を促進したい。	・法定雇用率の引き上げに備え、さらに雇用を促進したい。 ・社会福祉部門と連携を取りながら、引き続き精神や知的障害者の雇用拡大を図る。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	事業主や職場の理解 (社会福祉課)	・公共職業安定所や自立支援協議会しごと部会等と連携し、企業が障害や障害者を知り、障害者雇用に関心を持つことができる取組みを行う。 ・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、障害者の企業見学会等を実施することにより、障害者と企業の接点をつくる取組みを行う。	障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者雇用に取り組んでいる企業の市広報紙への掲載に向けた検討を進めている。	企業や社員が障害や障害者のことを知らない、または関心がない。
	各種関係機関の連携、ネットワークづくり (社会福祉課)	・但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。 ・引き続き、障害者自立支援協議会しごと部会に、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を図る。 ・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、就労系障害福祉サービス事業者間の連携について、引き続き検討する。	・7月22日の但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有した。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労の課題に対する取組みについて協議を行っている。	就労系障害福祉サービスでも、障害者の就労に対する意識にばらつきがある。
	職場の定着のための支援の充実 (社会福祉課)	但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行うとともに、引き続き、障害者自立支援協議会にしごと部会と連携し、定着支援について検討を進める。	7月22日の但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有した。	就労定着支援事業所は1ヵ所あるものの、各支援機関が、当該サービスの活用が十分できていない。
	I Tの活用支援 (社会福祉課)	講習会の内容についてニーズ調査を行う。	未実施	取り組めていないため、ニーズが抽出できていない。
③社会参加・生きがいづくり				
	地域活動支援センターなどの支援 (社会福祉課)	・交流会を開催し、スタッフ間の情報共有の機会を提供する。 ・利用者数が、低迷しているセンターに対しては、運営会議等へ参画するなどして、利用者増に向けた指導・助言を行っていく。 ・地域活動支援センターの紹介パンフレットを用いて啓発を図る。	市ホームページで常時、地域活動支援センターを掲載し啓発。 関係機関の窓口地域活動支援センター紹介パンフレットを置き、相談者に配布している。	利用者が少ない事業所もあり、実施要綱の規定の「概ね10人以上」に満たない事業所がある。2019年3月末をもって、1センターは廃止された。 自力通所を基本としているため、障害特性で公共交通機関を利用しにくいなど、通所に課題もある。 センターでの活動が、就労継続支援B型のような内職作業と変わらないセンターがあり、更なる自立や社会参加の機会となるよう活動内容の充実が必要である。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題																				
		移動、交通手段の充実 《拡充》 (都市整備課)	①鉄道交通対策 市内基幹交通である鉄道（JR, 北近畿タンゴ鉄道）の運営支援等 ②バス交通対策支援 通勤通院等、市民の身近な交通機関である路線バス等（コバス・イナカー・チクタク）への運営支援 ③但馬空港利用促進 但馬空港推進協議会、豊岡市コウノトリ但馬空港利用促進協議会への運営支援 ④産官学連携による公共交通空白地対策 近畿大学＋大阪大学と連携し、デマンド予約・乗降カウントシステムの実証実験 ⑤公共交通の再編 竹野地区新交通モード検討会議の開催。夏季実証運行の実施・分析	多くの地方自治体共通の課題であるが、公共交通全般的に域内人口減少や車社会の影響により利用者数の減少が著しく、経営悪化に伴い運行の持続性に不安がある。 特にバス交通は、高齢者や児童、障害のある人にとって最も身近な公共交通機関であり、大きな課題である。																				
		移動、交通手段の充実 《拡充》 (高年介護課)	・外出支援サービス助成事業は、公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者等の在宅生活を継続するため、福祉車両により自宅と医療機関等との間を利用された運賃の一部を助成した。(2019 年 8 月末現在 外出支援サービス登録者数：848 人) (2019 年 8 月末現在) <table><tr><td></td><td>人工透析患者区分</td><td>車椅子等必要者区分</td><td>その他区分</td><td>合計</td></tr><tr><td>延利用者数 (人)</td><td>194</td><td>1,414</td><td>380</td><td>1,988</td></tr><tr><td>延利用回数 (回)</td><td>2,698</td><td>3,891</td><td>1,130</td><td>7,719</td></tr><tr><td>助成額 (円)</td><td>7,793,360</td><td>8,994,260</td><td>1,965,740</td><td>18,753,360</td></tr></table> ・外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者の確保に努め、2019 年 6 月に 1 事業者の参入があった。(2019 年 8 月末現在 外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者数：20 事業者)		人工透析患者区分	車椅子等必要者区分	その他区分	合計	延利用者数 (人)	194	1,414	380	1,988	延利用回数 (回)	2,698	3,891	1,130	7,719	助成額 (円)	7,793,360	8,994,260	1,965,740	18,753,360	・外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者の確保が必要である。
	人工透析患者区分	車椅子等必要者区分	その他区分	合計																				
延利用者数 (人)	194	1,414	380	1,988																				
延利用回数 (回)	2,698	3,891	1,130	7,719																				
助成額 (円)	7,793,360	8,994,260	1,965,740	18,753,360																				
		移動、交通手段の充実 《拡充》 (社会福祉課)	・福祉タクシー・バス共通利用券の利用方法を検討する。 ・3月下旬から5月下旬にかけ、共通利用券申請時に利用券の使用方法についてサンプル調査を実施（振興局でも実施） ・サンプル調査で得た 131 の回答を分析し、使用方法について検討中	特になし																				
		コミュニケーション 手段の確保 (社会福祉課)	・手話通訳者設置事業 ・手話奉仕員養成講座（基礎課程）： 5 月～10 月の間に実施予定 ・手話奉仕員養成講座の受講生に対し、学習継続の意思や継続方法についてアンケートを実施予定 ・豊岡市登録手話通訳者研修会： 7 月～11 月に毎月 1 回・計 5 回実施予定	・手話奉仕員養成講座について、長期間の講座であるため、欠席が重なるとそのまま受講をやめてしまう参加者が見られる。欠席者のうち希望する方を対象に補講を行っているが、平日の日中に実施しているため、希望者が少ない。																				

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	地域活動への参加促進 (社会福祉課)	〔スポーツ大会〕 ・豊岡市身体障害者スポーツ大会：10 月 7 日(月)に総合体育館にて開催予定 ・視覚障害者ボーリング大会：10 月 18 日(金)に豊岡アーバンボウルにて開催予定 ・豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（北但・南但）：9 月～10 月に各 1 回ずつ開催予定 ・豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会：10 月 19 日(土)に豊岡総合スポーツセンター陸上競技場にて開催予定 〔居場所づくり事業〕 社会参加のきっかけ、仲間づくり、地域住民とのふれあい・理解を目的に、各会場 4 回程度開催予定。 ・豊岡北地域：ふらっとサロン（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりサークル（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域）	〔スポーツ大会〕 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会：開催日を 10 月 14 日に決定 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボーリング大会）：開催日を 10 月 18 日に決定 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 実行委員会を 3 回実施。開催日を 10 月 26 日に決定。 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、障害者スポーツの体験会を行う予定。 〔居場所づくり事業〕 各地域において、障害者(児)と地域住民がふれあい、理解を深める機会を設置 ・豊岡北地域：ふらっとサロン（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりサークル（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域）	〔スポーツ大会〕 ・ボランティアだけでなく大会の見学者や応援の方も募集するなどして、交流の輪を広げる取り組みが必要 〔居場所づくり事業〕 ・協力いただいているボランティアが固定化しており、若い世代のボランティアを増やすなどの検討が必要
	地域活動への参加促進 (生涯学習課)	「豊岡市くすの木学校」、「青い鳥学級」の活動を通じ、障害者のための生涯学習機会を確保することで、障害者・保護者・ボランティア・教育行政が協力し、相互理解と交流を深め、自立と社会参加の促進、及び共に生きる喜びの創造を図る。	「豊岡市くすの木学校」 対象者：身体・知的障害のある 15 歳以上の市民で、一人もしくは介助者と通学可能な者。 年 11 回の内 5 回実施。学習活動、バス遠足、ステージ発表、調理実習(2 回) 「青い鳥学級」 対象者：視力に障害のある方。 年 7 回の内 3 回実施。出前講座の受講、神社仏閣の見学、落語鑑賞	参加者拡大のための効果的な周知方法。
	障害者団体の活動の活性化 (社会福祉課)	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進するために関係団体に補助金、負担金を交付する。 新規事業等を行う際には、適宜、障害者団体の意見を聞く場の確保に努める。	補助金交付 豊岡市身体障害者福祉協会 1,151 千円 負担金 但馬地区身体障害者協議会 50 千円	身体障害者団体については会員の減少と高齢化が課題となっている。会員の増加を図り、団体活動の活性化策を検討することが必要。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	スポーツ、文化活動参加への促進 (社会福祉課)	○兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会参加 ・ 5 月 25 日(土) に豊岡選手団として参加予定 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 ・10 月 26 日(土)に開催予定 【会場】豊岡総合スポーツセンター陸上競技場 ・大会に向けての練習会を、北但・南丹会場で 9 月に各 1 回ずつ実施予定 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会 ・10 月 14 日(月)に豊岡市総合体育館にて実施予定 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボーリング大会） ・10 月 18 日(金)に豊岡アーバンボウルにて実施予定 ○がっせえアート展（NPO 法人との共催）	市主催のスポーツ大会については、6 ページ「地域活動への参加促進」に掲載 ○がっせえアート展 ・ 9 月 29 日から 10 月 6 日まで豊岡稽古堂にて開催	〔スポーツ大会〕 ・ ボランティアだけでなく大会の見学者や応援の方も募集するなどして、交流の輪を広げる取り組みが必要
	スポーツ、文化活動参加への促進 (文化振興課)	2019 年 10 月 31 日～11 月 4 日 第 70 回記念豊岡市美術展 特別支援学級児童生徒作品展 実施予定	なし	
	スポーツ、文化活動参加への促進 (スポーツ振興課)	スポーツ推進委員会を中心に、障害者団体へのスポーツ指導、スポーツ大会協力及び関連講習会への参加を推進していく。	7 月 28 日(日) くすの木学級へのニュースポーツ指導 (スポーツ推進委員 2 名を派遣)	・ 障害者スポーツ指導員の養成を行っているものの、現在は 6 名に留まっている。 ・ スポーツを通して、障害のある人同士や障害のない人との交流する機会が少ない。 ・ スポーツ推進委員以外にも障害者スポーツ指導者の資格を有している方がいるが、その方々との連携ができていない。
(2) 「人と人とが支え合う」まちづくり				
①広報・啓発				
	計画に関する施策の 広報活動 (秘書広報課)	○市広報紙 ○市公式ウェブサイト ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FM ジャングルなどの報道機関などによる広報	○市広報紙 毎月 25 日発行 ○市公式ウェブサイト 月平均閲覧者数（トップページ）：約 86, 000 件 ※2018 年度のリニューアルで、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第 3 部：ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠。 ○防災行政無線 随時、情報発信 ○FM ジャングルなどの報道機関 随時、情報発信	引き続き、障害や障害のある人に対する誤解や偏見をなくするための広報・啓発を図る必要がある。なお、多くの市民に伝わる情報発信を行うためには、障害福祉担当部局からの積極的な P R (情報提供) が不可欠である。
	計画に関する施策の 広報活動 (社会福祉課)	引き続き、計画の内容や計画に関する取り組みが広く市民に伝わるように、情報提供を行う。	下記の項目などを市ホームページ等に掲載 ・ 障害者に対する航空旅客運賃割引の適用範囲が拡大について ・ 障害者就労施設等が取り扱っている物品・役務の情報 ・ 豊岡市地域活動支援センターの紹介 ・ 2019 年度以降における障害者施設等整備計画案件調査 ・ ヘルプマーク・ヘルプカードの交付について ・ 障害者福祉のしおりについて	特になし

施策名 （所管課及び関係団体）		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	障害のある人の支援者への理解の促進 （社会福祉課）	・ 障害者自立支援協議会とともに障害や障害のある人に対する理解を深める機会を検討する。 ・ 引き続き、障害種別ごと（知的、発達障害）の「ヘルパー研修会」を実施予定	・ 障害者自立支援協議会によるヘルパー研修会を開催 日時：2019 年 7 月 12 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 内容：「発達障害について」 参加者：ヘルパー事業所：15 事業所 39 名 日時：2019 年 9 月 18 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時 内容：「知的障害の支援について」 参加者：ヘルパー事業所：13 事業所 42 名	・ 研修会へ参加する参加事業所に偏りがあり、多くの方に参加いただけるよう周知方法、開催方法等を再考する必要がある。
	障害のある人の支援者への理解の促進 （社会福祉協議会）	・ 行政区や地区において障害理解への学びの機会・話し合いの機会をつくり、地域住民へ障害への理解を広げることで、住民が同じ地域に住む障害のある方の困りごとを受け止める力を高める。受け止めた困りごとを専門機関に繋いでもらい、地域住民と専門職の協働により支援をすすめる。また、地域のいきいきサロン、ふれあい喫茶等に、障害のある方が参加できる場づくりに向けて、地域住民と協働してすすめる。 ・ ボランティア・NPO と協働し、小中高等学校における福祉学習や、地域住民や企業等における学びの機会に、障害への理解を広げ、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。	・ 障害者居場所づくり事業について、豊岡地域：「ふらっとサロン」 1 回・「サロンきらら」 1 回、城崎地域：「あいあいカフェ」 2 回、日高地域：「だぶるぴーす」 2 回、出石地域：「ほっとサロン」 2 回、但東地域：「♥（はーと）すまいる」 1 回を開催し、障害のある方とボランティア、地域住民との交流を図り、障害のある方への理解を広げる取組みを進めた。 ・ 小中高等学校の福祉学習の支援において、障害の疑似体験だけでなく、実際に障害のある方の話を聞き、交流する内容ですすすめている。児童・生徒に障害への理解を図り、障害の有無に関わらず、ともに地域の中で支え合うことの大切さを働きかけている。	・ 地域の中では、障害への十分な理解が得られていないため、誤解や偏見が生じている場合もある。地域の集いの場（いきいきサロン、ふれあい喫茶等）についても、誰もが参加できる居場所として推進しているが、高齢者が主体で障害のある人が参加されている居場所は少ない状況にある。地域の話し合いの場（福祉委員会、見守り会議等）をサポートする中で、まずは区内の障害のある方を把握し情報共有することから始め、障害のある方の集いの場への参加の働きかけ、障害について学ぶ機会をつくり、住民へ障害に対する理解を広げることで、住民の受け止める力を高める働きかけを行う必要がある。
	広報・啓発活動の充実 （社会福祉課）	・ 障害者に関するマークやその啓発ポスターを本庁舎、立野庁舎、振興局、コミュニティセンターに掲載し、市民への周知を行う。 ・ 市主催事業にボランティアの参加を促すなど、市民と障害者が交流する場の機会を設ける。	・ 障害者マークについて、2 月号から 4 月号の 3 回にわたり市広報で周知（全 9 マーク） ・ 「障害者福祉のしおり」に障害者マークを紹介するページを作成 ・ マークを管理する団体から啓発用ポスターを入手（3 マーク）	特になし
	広報・啓発活動の充実 （生涯学習課）	・ 障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。	・ 人権啓発誌『かがやき』第 28 号（7/25 発行・全戸配布）に「障害者差別解消法」について紹介した。	・ 内容を変えながら、継続掲載していくこと。
	地域における福祉教育、人権教育の推進 （社会福祉課）	・ 出前講座の実施（随時） ・ 奉仕員養成講座（基礎課程）の実施 ・ 各小中学校に福祉教育として手話講座を提案（社会福祉協議会との協議）	〔奉仕員養成講座（基礎課程）〕 ・ 5 月 26 日から実施中（全 15 回・29 講座）。欠席者から希望があれば、欠席分の講座の補講を実施。（補講は 8 月末時点で 2 回実施） 〔福祉教育〕 ・ 社会福祉協議会と協議し、小中学校に福祉教育で手話講座を実施していただくよう案内していくことで決定。福祉教育の内容を決定していない学校については、今秋から手話講座の実施を案内していく。	・ 講座の周知や各種団体へアプローチする方法を検討する必要がある。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども教育課)	前年度と同様に、とよおか教育プランに、人権教育資料を活用した校内研修など、人権教育の充実にかかる取組を位置付け、いじめ・インターネットによる人権侵害等今日的な人権課題に対する理解の促進、共生社会の実現をめざす教育を推進していく。	・第3次とよおか教育プラン 2019 年度実践計画に人権教育の充実にかかる取組を位置付け、今日的な人権課題（同和問題・いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題）に対する児童生徒の理解の促進を図っている。 ・各校において、年間指導計画を作成し、計画的に人権教育関係資料等を活用して、共生社会の実現を目指す教育を行っている。	児童生徒の人権に係る児童生徒の理解促進を目指し、教職員のさらなる人権意識の高揚や指導力（効果的な資料の活用の仕方等）の向上が必要である。
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども育成課)	保育所、認定こども園、幼稚園において、障害の有無にかかわらず、子ども達が共に育つ教育・保育の充実に努める。	障害の有無、種別を問わず、希望する子は可能な限り受け入れ、健常児とともに同じ保育、教育を提供した。 また、北但療育センター「風」やこども支援センターと情報交換し、指導・助言を受けた。 (すくすく訪問支援事業) 9月1日現在、28園で延べ49回実施。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (生涯学習課)	障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。	地域コミュニティ組織に人権啓発ビデオの貸出、人権教育推進員（講師）の派遣について周知し、講師派遣の依頼があった。	地域コミュニティ組織による主体的な人権教育・啓発活動
	交流活動の促進 (社会福祉課)	居場所づくり事業については、6ページ「地域活動への参加促進」に掲載	居場所づくり事業については、6ページ「地域活動への参加促進」に掲載	居場所づくり事業については、6ページ「地域活動への参加促進」に掲載
	交流活動の促進 (生涯学習課)	障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。	市民ふれあいのつどいパート1「夏休み映画鑑賞会」 日時：8月24日（土） 対象者：誰でも 上映映画全てを字幕付きとした。	障害のある人も参加しやすい事業内容の検討。
②人材育成・確保				
	専門的人材の育成・確保 (社会福祉課)	・障害者自立支援協議会に相談支援専門員による「相談支援グループ」で、事例検討や地域課題の抽出を通じて相談支援のスキルアップを図る。 ・障害者基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の開催）を行う。 ・相談支援事業者及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行う。	・障害者自立支援協議会の相談支援グループにおいて、スキルアップや情報共有を行っている。	障害福祉サービスの利用者の増加に対して、相談支援専門員が充足していないと思われるため、人材確保策の検討が必要である。
	ボランティア活動の育成 (社会福祉課)	・社会福祉協議会等と連携し、秋以降にボランティア養成を目ざす講座を開設する。	・兵庫県聴覚障害者協会に委託し、11月から12月にかけてノートテイクやパソコンを使用した要約筆記を学ぶ講座を開設することで決定。	特になし
	ボランティア活動の育成 (社会福祉協議会)	・障害のある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きることができるよう、地域住民の障害への理解を広げる。社協広報等による啓発活動、小中高등학교、地域の中で学びの機会において福祉学習をすすめ、人材発掘・育成を行い、ボランティア活動の推進を図る。	・障害者居場所づくり等の活動において、企画づくりからボランティアの参加を得て、一緒にすすめている。障害のある方との交流を育みながら、障害への理解を広げ、支え合い共に生きる地域づくりを行う人材育成に努めている。 ・障害者自立支援協議会において、人材育成、人材確保の視点からヘルパー研修を実施。障害別（精神障害、発達障害、知的障害）に3回に分けて開催し、ヘルパー以外の専門職にも参加を得て、障害への理解を深め、支援スキルを高めることにつなげている。	・障害者居場所づくり等の事業に参加していただける住民（当事者・ボランティア）は固定化している傾向にある。活動のすそ野を広げ、障害への理解を広げる働きかけが必要である。

施策名 （所管課及び関係団体）		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	地域資源を活用した人材の育成・確保 （社会福祉課）	・障害者自立支援協議会を設置、全体会議を年 2 回開催 （参集者）相談支援事業者、障害者関係団体、発達・療育、雇用・就労、保健医療、教育、地域住民、行政等 ・障害者自立支援協議会運営会議、部会、グループを設置し、相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業所、保健・医療、就労支援関係者等に参画いただき、連携やネットワークの構築を行い、人材育成や人材確保につながる取組みを行う。	・障害者自立支援協議会全体会議を開催（2019 年 10 月 21 日） ・障害者自立支援協議会運営会議を開催（原則毎月 1 回） ・「ヘルパー研修会 発達障害について」を開催 日時：2019 年 7 月 12 日 参加：15 事業所 39 名 ・「ヘルパー研修会 知的障害について」を開催 日時：2019 年 9 月 18 日 参加：13 事業所 42 名 ・せいかつ部会住居について検討するプロジェクトチーム：相談支援専門員を対象に、入居支援の研修会を不動産関係者同席のもと行った（入居前と入居後の支援について）。 ・相談支援グループ：グループワーク等を行い情報共有と事業所間の連携を図っている。	研修を開催して知識の向上や人材育成を図っているが、人材の確保には至っていない。 人材確保については、研修会だけではなく、障害者・高齢者による支援や多様な働き方なども検討し、幅広い人材の確保と、人材と仕事のマッチングを行う必要がある。
	ボランティア活動の 機会の充実 （社会福祉課）	・社会福祉協議会等と連携し、秋以降にボランティア養成を旨とする講座を開設する。 ・スポーツ大会、クリスマス会でボランティアスタッフを募集する。	・兵庫県聴覚障害者協会に委託し、11 月から 12 月にかけてノートテイクやパソコンを使用した要約筆記を学ぶ講座を開設することで決定	特になし
	ボランティア活動の 機会の充実 （社会福祉協議会）	・障害のある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きることができるよう、地域住民の障害への理解を広げる。社協広報等による啓発活動、小中高등학교、地域の中で学びの機会において福祉学習をすすめ、人材発掘・育成を行い、ボランティア活動の推進を図る。	・社協組織内において、福祉学習担当者の福祉学習推進の目的や進め方等についての整理をし直し、学校や地域において効果的に福祉学習をすすめるための体制づくりに取り組んでいる。 ・障害者支援を行うボランティアグループに対して、活動や運営面、資金面などの相談を受け、安定した活動がすすめられるようサポートした。	・ボランティア全般に高齢化が進む中、障害分野におけるボランティアグループも長年活動されている方がほとんどで、新しい方の参加がほとんどない状況から、活動が衰退し活動を休止されるグループもある。新しい人材を確保するためにも、ボランティアグループと協働して、新たな活動者を呼びかける仕掛け（ボランティア養成講座やボランティア体験等）をつくる必要がある。
③ネットワークづくりの推進				
	障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 （社会福祉課）	・精神障害者自発的活動支援事業を通じて、家族会活動の支援。 ・地域活動支援センターの交流会の機会や各センターの運営会議などの機会を通じて、地域との繋がりについて意識啓発を図っていく。	〔精神障害者〕 4 月～8 月の毎月 1 回茶話会を実施 7/18 研修会「豊岡市こころの病気をもつ人の家族のつどい」開催 居場所づくり事業については、6 ページに掲載	精神障害者の家族会は、新規入会会員が少なく、会員の高齢化により家族の情報交換の場の継続が難しくなっている。 居場所づくり事業については、6 ページに掲載

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績			事業の課題									
	障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 (社会福祉協議会)	・ 障害者居場所づくりにおいて、住民の主体性を高め、ボランティアグループとして組織化の働きかけを行う。 ・ 障害者自立支援協議会こども部会で開催している障がいの子を持つ親の集いを、各地域で自主的に活動が行えるようサポートし、当事者組織として交流の場を広げることができるよう働きかける。	○豊岡北地域:ふらっとサロン 開催回数：１回（６月３０日） 参加者計：１１名（当事者５名、地域住民・ボランティア４名、社協２名） ○豊岡南地域:サロンきらら 開催回数：１回（７月７日） 参加者計：１６名（当事者９名、地域住民・ボランティア５名、社協２名） ○城崎地域:あいあいカフェ 開催回数：２回（６月１５日、８月２０日） 参加者計：７８名（当事者・家族・施設職員３６名、地域住民・ボランティア２２名、社協５名） ○竹野地域：ほっこりサークル 開催回数：２回（５月１８０日、６月２１日） 参加者計：２２名（当事者９名、地域住民・ボランティア７名、図書館職員４名、社協２名） ○日高地域：だぶるぴーす 開催回数：２回（６月１５日、８月２４日） 参加者計：６０名（当事者・施設職員２０名、地域住民・ボランティア３６名、社協４名） ○出石地域：ほっとサロン 開催回数：２回（６月９日、７月１３日） 参加者計：１２９名（当事者・施設職員９７名、地域住民・ボランティア２３名、社協９名） ○但東地域：♥（はーと）すまいる 開催回数：１回（７月１３日） 参加者計：２２名（当事者１２名、地域住民・ボランティア６名、社協４名） ○お話カフェin日高（７月５日）初開催			・ 居場所づくり事業の活動において、住民主体の活動へ発展させることをめざし、ボランティアグループの組織化の取組みをすすめていきたいが、ボランティアの高齢化の要因から厳しい現状がある。									
	多様なネットワークづくりの促進 (社会福祉課)	・ 但馬地域での各種障害者団体のネットワークづくりのための機会の支援を継続 ・ 地域活動支援センター交流会を開催	＜精神障害者＞ ・ 但馬地区を対象とした「精神保健福祉研修会」や「こころの病家族教室」の開催に向け、実行委員にも参画し、但馬地区内の家族会による共同開催を支援。			・ 精神障害者通所施設の家族会の高齢化に伴い、研修会や家族教室の運営が負担となっている。									
	近隣自治体との連携強化 (社会福祉課)	運営面については、引き続き、１市２町で支援していく。	特になし			施設の利用率が低迷しているため、１市２町で課題と今後の見通しの分析が必要。									
（３）「いつでも相談できる」まちづくり															
	①権利擁護の推進														
	障害を理由とする差別の解消の推進 《新規》 (社会福祉課)	・ 合理的配慮の提供について事例を蓄積するため各課へ照会し全庁的に共有を図る。 ・ 出前講座の実施（随時） ・ 障害者団体等と連携して、地域等の啓発を図る等効果的な取組を検討する。	・ 各課で実施した障害者への合理的配慮の提供事例を集約し、全庁的に共有した。 ・ 新任職員研修にて障害者差別解消法について説明した。 ・ 合理的配慮について２件の相談に対応した。			・ 福祉分野以外への法の周知が進んでいないため、一般の方に対し、福祉分野のイベントに参加された際に啓発用パンフレット等を配布する等の対応が必要である。									
	権利擁護事業の推進 (社会福祉課)	基幹相談支援センターと連携を図りながら、障害者の権利擁護について、一般住民への更なる周知に努める。	今後、成年後見制度が必要であると思われる方の支援者（地域包括支援センター、計画相談支援事業所）と連携し、成年後見制度の利用について検討を行った。 <table><tr><td>年度</td><td>市長申立</td><td>報酬助成</td></tr><tr><td>2017</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>2018～2019</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 成年後見制度（市長申立）相談件数１件 (2019 年 8 月末時点)			年度	市長申立	報酬助成	2017	1	0	2018～2019	0	0	成年後見制度を理解してもらうため、周知が必要である。
年度	市長申立	報酬助成													
2017	1	0													
2018～2019	0	0													

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題								
	権利擁護事業の推進 (高年介護課)	・ 地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などの三職種が連携し、高齢者虐待や消費者被害等の防止を図り、権利侵害の予防や対応に努める。 ・ 高齢者が地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、関係専門機関との連携を強化する。 ・ 消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を強化する。	・ 権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターでは成年後見制度・ 高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・ 対応を行った。 (2019 年 6 月末現在) <table><tr><td></td><td>成年後見制度</td><td>高齢者虐待</td><td>消費者被害</td></tr><tr><td>対応延件数（件）</td><td>51</td><td>216</td><td>6</td></tr></table> ・ 虐待専門職チームから講師派遣を受け、虐待対応研修を行った。(2019 年 8 月 29 日 虐待対応研修：27 名参加) ・ 消費者被害防止のため、但馬消費生活センターが主催する研修会や連絡会議等に参加し、警察等の各関係機関との連携強化及び情報共有を図った。 (2019 年 6 月 1 日 第 1 回研修会) (2019 年 7 月 26 日 但馬地域消費者問題連絡会議)		成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	対応延件数（件）	51	216	6	・ 地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して速やかに適切な対応を講じる必要があるため、その知識の取得・能力の向上が必要である。 ・ 精神障害・知的障害・認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースに対応するため、各関係機関等との連携が必要である。 ・ 消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等との更なる連携強化が必要である。
		成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害								
	対応延件数（件）	51	216	6								
	権利擁護事業の推進 (社会福祉協議会)	・ 社協組織内の権利擁護支援体制の現状確認を行い、課題を整理するための協議を行う。また、今後の豊岡市の権利擁護体制について市と協議が必要と感じている。 ・ 判断能力が乏しい高齢者・障がい者が、適切な権利擁護支援を受け、地域の中で安心して暮らすことができるよう関係機関、地域住民、行政等の連携を強めていく。	・ 社協組織内の権利擁護体制の現状確認を行う話し合いは未だ持っていない状況。 ・ 日常生活自立支援事業ケースの多くが複合的な課題を抱え、支援困難な状況にある。障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関、行政、地域との連携を図りながら対応をすすめている。	・ 日常生活自立支援事業の契約後に判断能力が低下し、本事業では対応が難しくなる段階がおとずれる。その段階を見越して、成年後見制度への移行時期等を見越し、ケースごとに関わる必要がある。 ・ 高齢者や障害者の孤立や虐待などの複合的な課題を抱える世帯が増えている状況から、財産管理や権利擁護に関する相談は今後も増えると思われる。権利擁護支援が必要な方のニーズを早期に発見し、適切な支援につながる相談支援体制づくりを市とともに構築する必要がある。								
成年後見制度の利用支援 (社会福祉課)	地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、計画相談支援事業所等と連携し、成年後見制度について広く周知することにより、成年後見制度を必要とする方の早期利用につながるように努める。	11 ページ「権利擁護事業の推進（社会福祉課）」に掲載	11 ページ「権利擁護事業の推進（社会福祉課）」に掲載									
成年後見制度の利用支援 (高年介護課)	地域包括支援センターと連携し、成年後見制度全体について、介護支援専門員等の関係者や一般住民への更なる周知に努める。	・ 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な高齢者に対して、市長申立て等の支援を実施した。 (2019 年 8 月末現在 成年後見制度利用支援事業利用者数：3 名) ・ 市長申立てに係る後見人等へ、報酬を支払う資力のない被後見人への支援を行った。 (2019 年 8 月末現在 報酬助成件数：1 件) ・ 市ホームページを活用し、「高齢・介護」ガイド内に、「成年後見制度利用支援事業」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。 ・ 「高齢者ふくしガイドブック」に成年後見制度の項目を掲載し、周知・啓発を行った。	・ 成年後見制度については、少しずつではあるが介護支援専門員や一般住民の方に認識されてきているが、更に周知・啓発が必要である。									
	成年後見制度の利用支援 (社会福祉協議会)	社協地域福祉課（日常生活自立支援事業担当）、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センターの職員が、成年後見制度の理解を深め、連携しながら適切な権利擁護支援をすすめていく。	・ 適切に権利擁護が受けられるようパンフレットやチラシ等により啓発活動を進める。 ・ 障害者基幹相談支援センターと日常生活自立支援事業担当者との連携を図りながらすすめている。 ・ 経済的困窮し地域から孤立している障害者（疑いがある方も含む）、高齢の親と障害者というよう複合多問題世帯に対し、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、その他の福祉機関、市、地域住民と連携・協働しながら支援を行っている。	・ 親族との関わりが希薄となっている高齢者世帯、障害者世帯が増えている傾向から、親族が後見人となるケースは減少していくものと考える。今後、市長申立てのニーズの増加への対応、成年後見制度の利用をサポートする体制づくりを、市や関係機関とともに検討することが必要である。								

施策名 （所管課及び関係団体）		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	障害者虐待等の防止 （社会福祉課）	・障害者虐待防止センターにより、通報・届出の受理、障害者・養護者の相談・助言、広報・啓発を行う。 ・障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制や相談支援体制の強化を図る。	障害者虐待防止センター業務を豊岡市社会福祉協議会へ委託し、広報・普及啓発、虐待防止を推進している。 （取組み内容） ・通報受理 2 件 ・通報、相談に対して防止センターと市で対応。 ・虐待認定に至らなくても経過観察するなどの対応を行った。	障害者虐待について広く周知を行い、虐待防止の理解を深めていくことが必要。
	障害者虐待等の防止 （社会福祉協議会）	・障害者虐待防止センターにおいて虐待防止の啓発をする。障害福祉サービス事業所の職員等に、障害者虐待に関する知識や障害者差別解消法の理解等の啓発を強化する。また養護者への啓発も強化する（親の会等での虐待防止の研修会等）。 ・虐待防止ネットワークの構築、過去の虐待ケースへの家庭訪問等を、関係機関と連携を図りながら、虐待の未然防止・早期発見に努める。 ・虐待により施設入所されていた方の社会復帰の支援体制を整える。	・障害者虐待の問題が深刻化しないよう早期発見や敏速な対応を行っている。市や関係機関と連携を図りながら、場合によっては福祉サービスも利用しながら対応を行った。 ・虐待防止の啓発活動については、近年虐待に対する報道が多いことから、虐待防止の取り組みに積極的な事業所や施設が増えてきており、啓発研修を行う中で虐待防止の体制づくりの見直しを行うよう働きかけている。	・毎年養護者による虐待がある中で、養護者への支援不足を見直す必要がある。その家族が感じている生きづらさに真摯に向き合い、世帯全体の課題解決に向けた支援を関係機関、地域住民と連携・協働して取組むことが必要であるが、行き届いていない現状もある。施設は閉鎖的になる傾向があるため、施設職員に対して、障害者虐待への基礎知識の啓発を行い、支援スキルを上げていくこと、風通しのよい職場環境づくりが今後の課題となる。
②相談体制・情報提供の充実				
	相談支援体制の充実 （社会福祉課）	・「障害者相談支援事業」を3事業所に委託し実施、事業所間の連携と情報共有を図るため定期的に連絡会を開催する。 ・障害者自立支援協議会に「相談支援グループ」を設けスキルアップや情報共有を行う。 ・障害者基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の開催）を行う。	・障害者相談支援事業を3事業所に委託 ・事業所間の連携、情報共有を図るため、連絡会を開催（2019年6月） ・障害者自立支援協議会の相談支援グループにおいて、入居支援の研修会を行い、グループワーク等により入居支援の情報共有を行った（2019年6月19日、7月17日）。 ・2019年6月に相談支援事業所（12事業所）の現状を把握し、業務の改善を検討するため、アンケート及びヒアリングを行った。	障害者からの相談件数の増加により、相談支援を担う相談支援専門員の負担が多くなってきている。
	相談支援体制の充実 （高年介護課）	・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、様々な関係機関と連携し、課題解決に向けて相談機能の強化を図る。 ・本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行う。 ・「高齢者見守りネットワーク事業」への協力事業者の増加を図り、地域に存在する隠れた問題を、地域の役員等や地域包括支援センターに早期に相談が入るような仕組みづくりに取り組む。	・地域包括支援センターにおいて、本人・家族・近隣住民・民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介を行った。 （2019年6月末現在 相談延件数：7,609件） ・高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応じるため、「高齢者見守りネットワーク事業」への協力事業者への参加要請を行った。 （2019年8月末現在 高齢者見守りネットワーク協力事業者数：286事業者） （市広報6月号掲載：高齢者見守りネットワーク） （市広報8月号掲載：認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク）	・支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要である。 ・高齢者等見守りネットワークの協力事業者を増やし、見守り体制を充実させることが必要である。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	相談支援体制の充実 (健康増進課)	健康増進課では、障害のある人に特化した相談窓口は設けていないが、地域での健康教室や健康相談、健康増進課窓口、各振興局保健師駐在日などを活用し、身近なところでいつでも相談ができる体制を充実していく。また、相談内容の多様化にも適切に対応ができるよう、相談支援事業所などとも連携を強めるなど、対象者を取り巻く関係機関の連携体制を充実していくことで、よりよい相談支援ができるように努める。 ・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談に対応する。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談の実施。 ・健診結果相談会(6月～12月)に合わせて健康相談の実施。 ・もしもし電話健康相談(相談専用電話)で来所が難しい人でも電話で相談を受ける。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊や玄さん元気教室など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施。	・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談を受けている。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談の実施。実績：903人、22日実施(8月末現在) ・健診結果相談会に合わせて健康相談の実施。実績：34人(8月末現在) ・もしもし電話健康相談(相談専用電話)で来所が難しい人に電話で相談を受けている。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊や玄さん元気教室など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施している。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施している。	・相談者数や新規相談者の増加 ・相談できる場の周知
	障害者基幹相談支援センターの機能充実 《拡充》 (社会福祉課)	・障害者基幹相談支援センターの運営を委託し実施 ・障害者基幹相談支援センターの機能充実を図るため運営体制を検討する。 ・委託業務の内容について、業務のスリム化を行う。	・引き続き障害者虐待防止センターの機能を備えた「障害者基幹相談支援センター」を設置している(豊岡市社会福祉協議会に委託)。 ・基幹相談支援センターの課題の把握や整理を行うため、情報共有や意見交換を行っている。	障害者からの相談件数の増加により、相談支援を担う相談支援専門員の負担が多くなってきている。
	障害者相談員活動のスキルアップ (社会福祉課)	《身体障害者相談》 ・豊岡健康福祉センターにて、身体:月2回、視覚:奇数月に1回、聴覚:月1回実施予定 ・県身体障害者福祉協会主催の相談員研修会に参加予定 ・市身体障害者相談員研修会を実施予定 《精神障害者相談》 ・旧市町単位で4回/年/地域、相談会を開催予定 ・県が実施する精神障害者相談員スキルアップ研修を案内	○ 身体障害者相談 ・豊岡健康福祉センターにて、身体:月2回、視覚:月1回、聴覚:奇数月1回実施 ・財団法人兵庫県身体障害者福祉協会が実施する相談員研修会を利用し、相談員のスキルアップを支援した。 ○ 精神障害者相談 ・各庁舎持ち回りで3ヶ月に1回実施 ○ 知的障害者相談 ・立野庁舎にて毎月1回実施	全体的に、相談会利用者が少ない(相談会の需要そのものが少ない場合であれば良いが、認知度が低いのであれば、告知方法を考える必要がある)。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
		・市主催で、精神障害者相談員の意見交換会を開催予定。 《知的障害者相談》 ・立野庁舎にて毎月 1 回実施予定		
	情報内容、提供方法の 充実 (社会福祉課)	・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・防災情報・FAXメール配信（不定期、災害時のみ）	・事前に希望のあった視覚障害者に、「広報とよおか」と「議会だより」の録音 CD を配布 ・台風接近の際に、聴覚障害者に対し防災情報 FAX を送信	特になし
	情報内容、提供方法の 充実 (秘書広報課)	分かりやすく、効率・効果的な情報発信（市公式ウェブサイト、市広報紙、声の広報、防災行政無線など）。 市公式ウェブサイトは、2018 年度のリニューアルで、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第 3 部：ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠。	同左	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体条件に関わらないさまざまな情報提供方法の実現。
	電子媒体を活用した 情報提供の実施 (社会福祉課)	・引き続き災害時に防災無線で放送される進路情報や避難情報等について、防災 FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行う。	災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災 FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行った。 市ホームページにより障害福祉サービス等の情報を掲載している。	メール等電子媒体で情報提供を希望される方が少ない。
	電子媒体を活用した 情報提供の実施 (秘書広報課)	市公式ウェブサイトの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した「高齢者向けスマートフォン教室」の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市公式ウェブサイト新着情報)の配信。	同左	市公式ウェブサイトの情報内容のさらなる充実化
③障害の早期発見・早期対応				
	早期発見・療育の充実 【乳幼児健康診断】 (健康増進課)	・乳幼児健康診査の実施・内容の充実を図る。 4 か月児健診 年 43 回（市内 3 会場）実施予定 7 か月児健診 年 44 回（市内 3 会場）実施予定 1 歳 6 か月児健診 年 27 回（市内 3 会場）実施予定 3 歳児健診 年 29 回（市内 3 会場）実施予定 ・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローを行う。	・乳幼児健康診査の実施・内容の充実を図る。（8 月末実績） 4 か月児健診 対象 198 人 受診 197 人（昨年対象を含む） 7 か月児健診 対象 202 人 受診 201 人（昨年対象を含む） 1 歳 6 か月児健診 対象 248 人 受診 249 人（昨年対象を含む） 3 歳児健診 対象 228 人 受診 205 人（昨年対象を含む） ・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローを行う。 ・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児に対しては、電話や家庭訪問、発達相談、育児支援教室等を実施し保護者の支援を行う。	・1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診の受診率は 98%ベースで推移しているが、再三受診を勧めても健診を受診をしない児がある。このような家庭は課題を抱えている場合も少なくないため、関係機関と連携も含めさらにフォローを充実することが必要。 ・児の発育・発達の課題や育児不安の軽減を図るためには、医師・保健師・臨床心理士・看護師・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携をして、課題を共有し支援を継続していくことが必要。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援 (健康増進課)	・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児、育てにくさを訴える保護者に対して、相談や支援を行う。 専門医による発達相談 年 10 回開催予定 臨床心理士による心理相談 70 回程度実施予定 5 歳児発達相談 年 10 回開催予定 ・育児教室の開催 2 歳児対象 年 15 回（市内 3 会場）開催予定 ・育児支援教室 集団指導：24 回 個別指導：12 回開催予定 子育てワンポイント講座 12 回開催予定	・5 歳児発達相談 年 10 回開催予定 子育て質問票を対象者保護者へ送付（4 月～11 月生まれまでの 422 人へ送付） ・育児教室の開催 2 歳児対象 8 月末実績 5 回開催 108 人参加 ・育児支援教室 8 月末実績 集団指導：10 回実施 実 15 人 のべ 55 人参加 個別指導：5 回実施 実 5 人 のべ 13 人参加 子育てワンポイント講座：5 回実施 実 3 人 のべ 7 人	・1 歳 6 か月児健診等で行動面や言語面の課題が顕在化してくる場合が多いが、保護者が発達に対して気がかりを感じない場合も多く、早期の支援が大切ではあるが、専門医の診察や臨床心理士の発達相談等につながりにくい場合もある。また、相談につながった場合でも保護者の理解を待つため、療育等の支援をすすめるタイミング等に配慮が必要であり、適切な支援へのつなぎに期間を要している現状がある。 ・関係機関との連携として、生活の場であり集団の場である園との情報共有や継続した見守り、支援ができる体制は整いつつあるが、さらに園など関係者間での情報共有をする体制の検討が必要。
	発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援 (こども支援センター)	・こども支援センター発達（教育）相談の実施 臨床（発達）心理士 特別支援教育コーディネーター ・健康増進課の乳幼児健診等における臨床心理士相談の実施	・子どもの発達に関する相談において、保護者が子どもの発達特性に気づき、家庭での子どもへの関わり方支援の手立てを提案する。また、必要に応じて療育機関等の専門機関につなぐ。 発達相談（電話、来所、学校訪問） 447 件 発達検査、視機能検査等 51 件 関係機関との連携（県立特別支援学校、北但広域療育センター、県こども家庭センター） ・保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携によるすくすく訪問支援事業を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案している。 訪問園 28 園 対象園児数 146 人（1～5 歳児）	子どもの発達に関する相談では、子どもの発達特性や保護者の思いも踏まえて、子どもへの関わり方や家庭でできる支援の手立てを伝えることが必要。 毎年 8 月に市教育委員会の教育相談を受けるために、春から夏にかけて専門機関での相談・検査依頼が集中する。
	地域療育体制の充実 (社会福祉課)	引き続き、スムーズに相談や療育が行えるよう、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。	個別のケースに応じて、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携を図った。	・障害児通所支援の利用者増加に伴い、相談支援事業所が対応しきれない状況になっている。ほとんどの相談支援事業所が新規受付を制限している。
	地域療育体制の充実 (健康増進課)	・乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・看護師・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や保護者の課題を多角的に理解し育児不安の軽減を図る。また、必要に応じて、専門医の診察や臨床心理士の相談等を実施し保護者を支援する。あわせて関係者間での情報共有についても検討をすすめる。 ・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての育児支援教室、相談など適切な場への参加を勧めることと、継続的なフォローを充実し、適切な時期に適切な	・乳幼児健診等で、多職種が連携し、児の発育・発達の課題や育児不安を感じている保護者に対して、適切な相談機関を紹介するなどの支援を実施。	・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対して、多職種が連携し保護者を支援することが大切であり、関係者間での情報交換を図る体制を検討することが必要。 ・親子の関わりやコミュニケーションの質の低下などにより、発達やコミュニケーションに課題を生じる子どもが増えている。親子の関わりを中心として家族全体を視野に入れた個別指導、集団指導のできる体制の整備をすすめる必要がある。

施策名 (所管課及び関係団体)			今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
			支援へつなげていく。		
		地域療育体制の充実 (こども育成課)	・こども支援センター発達相談において、保護者の子どもの発達特性に気づきと、家庭や学校園において子どもの支援の手立てを提案する。 発達相談（電話、来所、学校訪問） 発達検査、視機能検査等 関係機関と連携（県立特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター） ・健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携により、すくすく訪問支援事業を実施する。	16 ページ「発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援（こども支援センター）」と同様	こども支援センター発達相談において、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、保護者の理解を得ながら療育機関等の専門機関につないでいく。相談支援事業所において、利用計画の作成に時間がかかる課題がある。セルフプランの作成が困難なケースもある。
		地域療育体制の充実 (こども支援センター)	上段の「こども育成課」と同様。	上段の「こども育成課」と同様。	上段の「こども育成課」と同様。
		こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (こども教育課)	・発達相談・教育相談（随時） ・学校・園訪問（4～5 月・随時） ・個別の支援が必要な児童・生徒について、異校（園）種間でサポートファイルや個別の教育支援計画等を確実に引き継いでいく。	・保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、こども育成課と健康増進課・こども支援センターの連携により「すくすく訪問支援事業」を実施し、保育中の園児の状況を確認し、園において子どもの発達特性に合わせた配慮と関わりができるよう支援する。 訪問園 28 園 対象園児数 146 人（1～5 歳児）	・保護者・学校・療育・医療機関等と情報連携の流れが、システム化されていない。 ・発達課題のあるケースで、支援の役割分担が必要（教育・生活分野など） ・療育のサービス利用計画作成、利用開始までに時間がかかっている。
		こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (こども育成課)	・現場職員向けについては、昨年度の取組と同様を予定。 ・各園で子どもの発達特性に合わせた配慮事項を、保幼小連絡シートやサポートファイルにより小学校就学後に確実に引き継いでいく。	現場職員向けの取組実績 ・「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施 (28 園、146 名) ・関西国際大学准教授百瀬和夫氏を招聘し、主に幼・保・こ園職員を対象に「特別支援教育研修」を 3 回実施	・発達に課題のある子どもやその家庭状況の関係機関との情報共有・引継ぎをシステム化する。 ・発達段階に応じた学校・園に対する専門的な訪問支援体制の充実
		こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (社会福祉課)	・発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関の連携と情報共有を行うとともに、会議のあり方を検討する。 ・引き続き、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。	発達障害児等支援連絡会議を開催（2019 年 8 月 30 日開催、次回 12 月開催予定） ・委員構成：豊岡健康福祉事務所、こども家庭センター、北但広域療育センター、発達障害者支援センター、特別支援学校、健康増進課、こども教育課、こども育成課、こども支援センター、社会福祉課 ・発達障害児等の支援について関係機関での現状や課題について情報共有を行った。	特になし
		こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (健康増進課)	・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。 また、支援が必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、できるだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援していく。 ・健診等で、医師・保健師・臨床心理士・看護師・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携し、児の発育・発達の異常や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努める。また、発達障害が疑われる児に対しては、早期に療育等につながるよう、関係機関と連	・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。 ・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、できるだけ早期に適切な教室（療育）などへ結びつくよう支援している。 ・5 歳児発達相談の場に、こども育成課指導主事に同席を求め、スムーズな就学への支援を図る。 ・ケース検討会や連絡会を実施し、関係機関との連携を深めている。	・発達に課題のある児とその家族への支援は個別性が高く、関係者での情報共有が必要となるが不十分な現状にあり、就園や就学時にスムーズな情報共有が必要である。

施策名 （所管課及び関係団体）		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
		携していく。 ・5 歳児発達相談を実施し、スムーズな就学に向けて、関係機関と連携し支援していく。		
（４）「地域で生活できる」まちづくり				
①保健・医療の充実				
	効果的な保健・医療サービスの提供 （健康増進課）	健康相談や健康教室等の機会を通し、かかりつけの医師や歯科医師を持つよう啓発する。	すこやか市民健診（５月～１１月に５１日間）における健康相談、健診結果相談会、健康づくり応援隊等健康教室・健康相談時にかかりつけ医や歯科医師を持つように啓発する。 相談支援事業所に健康施策について、事業説明をし対象者の支援に活用してもらう。 相談支援事業所と連携し、ケース会議などで検討した。	県が実施していた、障害者児対象の歯科保健相談が昨年度で終了している。
	効果的な保健・医療サービスの提供 （高年介護課）	認知症疾患医療センター、医師会、かかりつけ医等との連携をさらに強化するとともに、地域包括支援センターや介護支援専門員等とも連携し、認知症の方とその家族への支援を行う。	・認知症疾患医療センター、医師会、かかりつけ医等との連携強化を図りつつ、地域包括支援センターや介護支援専門員等とも連携し、認知症の方とその家族への支援につなげた。（2019 年 8 月末現在　相談延件数：３件） ・認知症初期集中支援チームに相談のあった案件においては、チーム内で対応方針を検討し、適切な医療・介護サービス等につなげた。（2019 年 8 月末現在　相談延件数：６件）	・地域包括支援センター職員・介護支援専門員や認知症地域推進員等の相談対応する職員の資質向上が必要である。 ・認知症は早期に相談対応することが重要ですが、認知機能の低下など状況が悪化してからの相談が多いため、相談窓口の周知・啓発が必要である。
	効果的な保健・医療サービスの提供 （社会福祉課）	引き続き、北但広域療育センターにおいて幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、充実した支援を行う。 また相談支援から適切なサービスや医療の提供に努める。	北但広域療育センターにおいて、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、支援を行っている。	障害福祉サービス利用者の増加による相談支援専門員の業務の増加により、サービス利用までに時間を要している。
	健康、体力づくりの推進 （健康増進課）	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定（５０％割引） ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害のある方の積極的な受け入れ ・障害者運動体験教室の実施 ・玄さん元気教室 障害のある方の積極的な受け入れ、参加の呼びかけ ・健康ポイント制度 スマホアプリ導入に伴う新規参加者への参加呼びかけ	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定（50％割引）障害者（児を含む）利用者延べ 96 人 ※必要に応じて、スタッフによる個別対応（説明・指導など）を実施している。 ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 参加者なし（手帳の有無などについて未把握） ・障害者運動体験教室の実施 ６月 20 日ウェルストークで実施　８人参加 ・玄さん元気教室 身近な会館等を会場に、203 団体が実施。 参加人数は把握していないが、障害のある方も参加しておられる。 ・健康ポイント制度 市広報 6 月号と同時に運動健康ポイントシートを全戸配布。また、スマホアプリ「とよおか歩子」についても、市広報やホームページ等で広く周知を行った。	いずれの事業についても、市広報やホームページ等で広く周知を行っているものの、障害のある方に対しての PR は十分ではないと思われる。 障害者運動体験教室など、今後も関係機関と連携・調整を行い、更に多くの方に参加していただける内容・環境づくりについて検討が必要。
	リハビリテーション体制の充実 （健康増進課）	・在宅リハビリ訪問事業（但馬長寿の郷の理学療法士・作業療法士） 障害のある人も住み慣れた地域・家庭で安心してその人らしい生活を継続できるように、心身の状況に応じた生活環境の整備や日常生活上の助言を行う。	・在宅リハビリ訪問事業（但馬長寿の郷の理学療法士・作業療法士） 障害者手帳のある方：５件（８月末実績）	・脳性まひの在宅療養者について、リハビリや身体評価を継続して実施できるようにする必要がある。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
		障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (社会福祉課)	・ 7 月に豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議の構成機関に対し、支援の実態調査を実施。 ・ 9 月に、2019 年度第 1 回豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議を開催し、医療的ケア児者の実態や課題について協議を行った。	医療的ケア児者を取り巻く課題は、医療分野、福祉分野、保育・教育分野など多岐にわたっており、多機関における継続的な協議が必要。また、支援を検討する上で、支援機関におけるマンパワー不足も課題である。
		障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (健康増進課)	特になし	
②精神保健施策の推進				
		理解促進、啓発活動の推進 (社会福祉課)	・ 11/8 に開催する但馬地区精神保健福祉研修会に向けて、関係機関に限らず区長等への啓発を支援 ・ 5 月：障害者通所施設と地元区で交流のある地区民等に対し、看護学生の実習を通じてヒアリングを実施。 ・ ひきこもり支援啓発用パンフレットを市内コンビニエンスストアに設置	精神障害者の地域移行がすすめられる中、地域での精神障害者に対する理解と、精神障害者も含めて誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、精神障害者の果たせる役割や障害者通所施設での支援のあり方などの振り返りが必要がある。
		理解促進、啓発活動の推進 (健康増進課)	・ 自殺予防週間・月間キャンペーンの実施（9 月・3 月） 市広報による啓発、ポスター掲示、ホームページへ啓発記事の掲載 ・ 図書館でこころの健康づくりに関する本の紹介コーナーの設置 ・ 地域での健康教室に出向いた際に、うつ予防の健康教育を実施	・ 普及啓発により、理解が促進されたか評価が困難
		こころの健康づくりの推進 (健康増進課)	・ こころのケア相談（2 か月に 1 回実施） ・ こころの相談室（毎月 1 回実施） ・ こころの相談事業のチラシを作成し、関係機関への配布 医療機関、各健康福祉センター、コミュニティセンターなどに設置 ・ 相談窓口 P R カードを作成し、市内コンビニエンスストアに設置 ・ 相談窓口 P R ステッカーを作成し、市内コンビニエンスストアや各健康福祉センター、コミュニティセンター、図書館のトイレに設置 ・ 地域での健康教育及びゲートキーパー養成研修の実施	特になし

施策名 （所管課及び関係団体）		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
		関係機関との連携 （社会福祉課）	・豊岡市障害者自立支援協議会や豊岡市ひきこもり支援連絡会議の機会を通じて、支援者の連携強化やスキルの向上を図っていく。 ・豊岡市ひきこもり支援連絡会議担当者会を 5 月・6 月・7 月に開催し、事例検討などを通じて関係機関で連携して支援にあたっている。	・障害者支援においては、相談支援専門員の人材不足があり、ひきこもり支援においても、支援が長期化する中で、連携の継続性とケアマネジメント出来るマンパワーが不足している。
		関係機関との連携 （健康増進課）	・自殺対策庁内連絡会議の開催 ・自殺を予防するための実務者会議の開催 ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内各課への配布 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布 ・支援者対象のゲートキーパー養成研修の実施	・自殺企図のある人や未遂者の情報が今年度関係機関から新規に 2 件入っているが、自殺者は相談に繋がっていないことが多い。
		地域移行・地域定着の推進 《拡充》 （社会福祉課）	・地域移行支援の支給実績 6 件（8 月末時点） ・地域定着支援の支給実績 1 3 件（8 月末時点） ・精神障害者地域移行・地域定着戦略会議に毎月参加し、医療機関や関係機関と連携し、円滑な地域生活への移行を図っている。また困難ケースについては、関係機関と連携し個別支援にあたるとともに、関係課とも調整を行った。 ・地域活動支援センターパフレットを関係機関に配布し、市ホームページの情報も随時更新。	精神科病棟の長期入院患者で退院意欲のある患者の地域移行は進んだが、今後の地域移行は、多くの課題を抱える患者が対象となっており、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。 また市内の障害者対応のグループホームは常に満床に近い状態であり、グループホームから一般住宅などへの地域移行が必要である。
		地域移行・地域定着の推進 《拡充》 （健康増進課）	・自殺を予防するためのゲートキーパー研修を実施 ・こころの健康に関する健康教育を実施している。 ・精神疾患のある人の退院に向けて、退院時カンファレンスから地区担当保健師が参加し、地域の民生児童委員等も協力のもと支援している。	・家族関係が希薄になり、家族で支援する事が困難になっているため公共サービスに依存することが多く、サービスの調整が必要。 ・サービスを利用するための、相談支援事業所が利用者の増加により初回相談の待機が増えている。
③生活支援の充実				
		地域生活支援拠点等の整備 《新規》 （社会福祉課）	・他市町の整備状況、取組み状況等情報収集を行う。 ・市の現状、課題及び取組み経過の整理を行う。	・拠点整備の機能の詳細な整備基準が示されていないため、市で必要な機能や充足度などの整備方針を定める必要がある。
		重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応 （社会福祉課）	・医療的ケア児者の支援については、7 月に実態調査を実施し、9 月の連絡会議で情報共有を行った。 ・介護保険サービスへの移行や高齢障害者の介護と障害の併給については、個別ケースに応じて高年介護課や地域包括支援センター等と連携し対応した。	医療的ケア児者の保育・教育環境、福祉サービス、災害時対応等に関する協議が必要である。 高齢障害者の日中活動先として障害福祉サービス以外の選択肢が少ない。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題												
	重度の障害のある人、 障害のある人の高齢 化への対応 (高年介護課)	・「家族介護用品支給事業」については、第 7 期介護保険事業計画期間中は現行のとおり実施する。 ・「訪問理美容サービス事業」については、 身体上等の理由によって理美容院へ行くこ とが困難な高齢者等が、更に利用していた だけのように周知・啓発を行う。	・高齢者等の在宅生活を支援するため、利用者の利便性等を考慮して事業実施に努めた。 (2019 年 7 月末現在) <table><tr><td></td><td>支給対象者数 (人)</td><td>支給件数 (件)</td><td>支出額 (円)</td></tr><tr><td>家族介護用品支給事業</td><td>42</td><td>181</td><td>1, 050, 894</td></tr><tr><td>訪問理美容サービス事業</td><td>17</td><td>11</td><td>22, 000</td></tr></table> ・市ホームページを活用し、「高齢・介護」ガイド内に、「訪問理美容サービス事業」につい て掲載し、周知・啓発を行った。 また、「高齢者ふくしガイドブック」に「訪問理美容サービス事業」についての項目を掲載 し、周知・啓発を行った。		支給対象者数 (人)	支給件数 (件)	支出額 (円)	家族介護用品支給事業	42	181	1, 050, 894	訪問理美容サービス事業	17	11	22, 000	・「家族介護用品支給事業」に係る国の検討状況について情報を 収集しつつ、補助金対象外になった場合の本事業のあり方につ いて検討が必要である。 ・身体上等の理由によって理美容院へ行くことが困難な高齢者 等が、更に利用していただけるように、市広報等を活用しての 周知・啓発が必要である。
	支給対象者数 (人)	支給件数 (件)	支出額 (円)													
家族介護用品支給事業	42	181	1, 050, 894													
訪問理美容サービス事業	17	11	22, 000													
	障害福祉サービス等 の利用促進 (社会福祉課)	・対象者が自立支援医療（精神通院・更生 医療・育成医療）を適切に利用できるよ う、医療機関と連携しながら、制度の周知 に努める。 ・補装具を必要とする身体障害者（児）へ 補装具が障害者総合支援法に基づき、正し く、適切に交付されるよう、また、豊岡市 で行われる補装具巡回相談について、市広 報へ掲載し周知し、身体障害者の方々の負 担が極力少なくすむよう、積極的に案内す る。 ・手帳交付や窓口での相談の際に積極的に 制度の周知を図る。	・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医 療機関と連携しながら、制度の周知に努めている。 ・補装具については、手帳交付時に案内をし、市ホームページにも概要を掲載している。 ・但馬地区での巡回相談について市広報で案内した。	特になし												
	障害福祉サービスの 質の向上 (社会福祉課)	・障害者自立支援協議会を活用し研修会の 開催やサービス事業者間の情報交換の場を 設ける。 ・引き続き、障害種別ごとの「ヘルパー研 修会」を実施予定	・障害者自立支援協議会で事業者間の連携、研修会等以下の取組みを行った。 「ヘルパー研修会 発達障害のキホン」を開催 日時：2019 年 7 月 12 日 「ヘルパー研修会 知的障害について」を開催 日時：2019 年 9 月 18 日	特になし												
	地域生活支援事業の 推進 (社会福祉課)	引き続き、「地域生活支援事業実施要 綱」に基づき事業を実施	・「地域生活支援事業実施要綱」にある下記事業を実施 自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、 日常生活支援用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援セ ンター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、 点字・声の広報等発行事業	特になし												
	移動、交通手段の充実 【(1) -③の再掲】 《拡充》 (都市整備課)	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載												
	移動、交通手段の充実 【(1) -③の再掲】 《拡充》 (高年介護課)	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載												

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	移動、交通手段の充実 【(1) -③の再掲】 《拡充》 (社会福祉課)	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
④家族等介護者の支援				
	福祉サービスなどの 利用促進 (社会福祉課)	・録音図書、市広報・議会だよりの録音 CD の発行 ・点字図書の発行	・事前に希望のあった視覚障害者に「議会だより」の録音 CD や「声の広報」、点字図書を 配布	特になし
	福祉サービスなどの 利用促進 (高年介護課)	2018 年度から老人福祉計画・第 7 期介護 保険事業計画が始まり、介護保険制度も大 きく改正されていること等から、引き続き、 介護保険制度・老人福祉施策等の周知を図 る。	介護保険制度に基づいたサービスの利用ができるよう、市広報、市ホームページ、出前 講座、冊子などにより制度の内容の周知を図った。 冊子：「介護保険のしおり」(2, 000 部)、「介護保険料のしおり」(29, 000 部)、「負担割合 証のしおり（7, 000 部）を作成した。 各冊子については、介護保険を利用される方へ窓口等での説明などで利用し、65 歳にな られた方を対象に「介護保険のしおり」を、介護保険料を納めていただいている 65 歳以上 の方へ「介護保険料のしおり」を、介護保険の利用者の負担割合については「負担割合証」 を交付した。	介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、必要な 介護サービスが、必要な時に受けられるよう情報提供を行うこ とが必要である。
	家族等介護者のここ ろのケア (社会福祉課)	・相談機会や講演会について、有意義な情 報を対象者及び支援者に発信していく。 ・各障害者相談員について、市広報紙およ びホームページで周知を図る。	・家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族会の活動を支援。 但馬地区こころの病家族教室や精神保健福祉研修会の後援、周知協力 自発的活動支援事業を豊岡市精神障害者家族連合会に委託し、精神障害者やその家族が 悩みを共有したり、情報交換を行える交流活動を支援。 ・必要な方に、こころのケア相談やこころの相談室、ひきこもり相談、各種障害者相談な どを適宜紹介。 ・障害者当事者と家族がお互いに健やかに過ごせるように、必要な対象者に短期入所など のサービスの情報提供を行った。	家族会活動などに参加されない家族が増えている中、相談員 のケース支援を通じて家族の介護負担やストレスに早期に気 付き対応することが必要である。 各障害者相談員による定例相談が相談機会として認知され、 有効に活用されるための検討が必要である。
	家族等介護者のここ ろのケア (高年介護課)	・在宅で高齢者を介護している家族等を支 援するため、健康づくり等の介護教室や介 護者相互のリフレッシュを図る「家族介護 支援事業」、「認知症家族介護教室」、「若年 性認知症の人と家族のつどい」を実施する とともに、より参加しやすい環境づくり に努める。 ・関係機関と協働し、認知症カフェを各圏 域に整備できるよう、立上げ支援及び運営 支援に努める。	・認知症の方やその家族を支援するために、家族介護支援事業（家族介護教室・家族介護 交流事業）を実施した。 （家族介護支援事業：14 回、56 人参加） ・認知症家族介護者だけでなく、介護保険関連事業所等への周知や市広報の掲載により、 「認知症家族介護教室」への参加を広く呼びかけ参加しやすい環境づくりを行った。 また、認知症家族介護者が、より参加しやすいよう開催場所を検討し、2019 年 10 月 7 日と 12 月 17 日に開催予定としている。 （市広報 9 月号掲載：認知症家族介護教室） ・「若年性認知症の人と家族のつどい」を引き続き実施するとともに、認知症カフェの開催 についても周知・啓発を行った。 また、2019 年 5 月には、城崎地域で新たに 2 カ所「認知症カフェ」が立ち上がった。 （若年性認知症の人と家族のつどい：5 回、68 人参加） （認知症カフェ：市内 8 カ所、37 回、76 人参加） （市広報 10 月号：認知症カフェ掲載予定）	・介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、「家族介 護支援事業」に、より参加しやすい環境づくりが必要である。 ・「若年性認知症の人と家族のつどい」では、新規参加者が少な いため、新規参加者が増加するような働きかけが必要である。 ・若年性認知症当事者の思いを共有する場が少ないため、当事 者同士の情報交換ができる認知症カフェ等の居場所づくりが 必要である。
	家族等介護者のここ ろのケア (健康増進課)	・「こころのケア相談」 精神科医師による定例相談 2 か月に 1 回 ・「こころの相談室」 臨床心理士及び保健師による定例相談 毎月 1 回	・こころのケア相談（3 回 13 人） ・こころの相談室（4 回 10 人） 家族等介護者からの相談も受付けている。	・相談支援事業所からの相談件数が少ない。相談支援事業所 にも周知し、介護者の身体的・精神的負担による、ストレスの相 談にも対応する必要がある。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	放課後等の居場所の確保 (社会福祉課)	・引き続き関係機関と連携し、障害児の居場所の確保に努める。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。	放課後等デイサービス支給決定者 225 名 日中一時支援支給決定者 34 名 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など、相談支援事業所において、それぞれの利用者に合わせた計画が作成され、放課後等デイサービスや日中一時支援事業へつなぐことで、居場所の確保に努めた。	特になし
	放課後等の居場所の確保 (こども育成課)	介護・看護に携わる家族等の心身負担軽減のため、家族の病気や病人等の看病が必要なときは、児童の保育所・認定こども園や放課後児童クラブ等への入所調整に努める。	介護や病人の看護を理由として、年度当初に保育所・認定こども園の入所申込みがあった場合は、入所調整し、できるだけ保育所・認定こども園に入所できるよう調整した。年度途中に同様の理由で短期間の保育所・認定こども園利用の希望があった場合は、一時保育の利用案内をしている。 同様の理由により、放課後児童クラブの利用申し込みがあった場合も、利用できるよう調整を行った。 家族の看護を理由とした利用者（8 月 1 日現在） 保育所・認定こども園・・・15 名 放課後児童クラブ・・・5 名	待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。
(5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり				
①福祉のまちづくり				
	だれにもやさしいまちづくりの推進 (社会福祉協議会)	・個別ケースを通じて、個別支援担当職員と地域支援担当職員が連携し支援をすすめる、障害のある「一人」の理解を地域住民へ働きかけ、地域を基盤とした「一人」を支えるサポート体制をつくる。併せて、障害のある「一人」を支える地域づくりをすすめるため、障害への理解を広げるための話し合いや、学習機会への取り組みを続けていく。	・行政区において、話し合いの場（見守り会議、福祉委員会等）づくりすすめている。地域の中で困りごとを抱えた方の情報共有を行い、見守りの方法や地域でできる助け合いの検討、専門機関へつないでいくことを目的に、地域への働きかけを続けている。 ・障害者基幹相談支援センター等で関わる個別ケースにおいて、地域支援担当職員（コミュニティワーカー）と連携して支援をすすめる、民生委員や区長等の地域住民と協働して、困りごとを抱えた障害のある方の見守り・支え合いを広げる取り組みをすすめている。	・地域住民の中には「障害の問題は知らないこと」「自分からは距離がある問題」と感じておられる方もあるため、地域の中での話し合いが上手く進まないこともある。障害への理解を広げる学びの機会をつくり、障害のある方へ目を向けてもらえる働きかけを続けることが必要。
	障害のある人の意見を聞く場の確保 (社会福祉課)	事業実施に際しては、障害者の意見を聞く場の確保に努める。	手話の普及方策を検討するため、豊岡ろうあ協会と意見交換を行った。	特になし
	障害のある人の意見を聞く場の確保 (社会福祉協議会)	・行政区、地区における話し合いの場において、住民と協働して、障害についての学習機会をつくり、障害の理解を広げ、地域におられる障害のある方へ目を向けていただける機会をつくることを、障害者基幹相談支援センター職員と地域支援担当職員が連携してすすめていく。	・地域の集いの場（サロン等）の運営にあたり、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず地域の誰もが楽しく集える居場所づくりから、支え合うことができる地域づくりを働きかけている。 ・行政区内の話し合いの場（見守り会議、福祉委員会等）の設置を働きかけ、集いの場を通じて発見した困りごとを抱えた人の見守りや、地域でできる助け合いの検討、専門機関（障害者基幹相談支援センター等）へつないでいくことを目的に地域への働きかけを続けている。	・地域の集いの場は、全ての住民が交流できる場として推進しているが、障害のある方も参加されているところは、少ない状況である。 多くの地域住民にとって、障害の問題は当事者意識を持ちにくく、自分からは距離がある問題と感じていたり、障害への偏見等から理解を得るためには時間を要するが、障害への理解と配慮、地域の中でともに支え合う地域共生社会の実現に向けて個別支援と地域支援を一体的に進める必要がある。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
		地域環境のバリアフリー化の推進 (社会福祉協議会)	・「ゆずりあい駐車場」スペースを、必要な方が必要な時に利用していただけるよう、健全な方は駐車されないよう努め、障害のある方が来所された際に、スムーズに施設を利用していただけるよう気配り・目配りができるよう職員間での意思統一に努めている。 ・小中高等学校の福祉学習について、障害者差別解消法をもとに「合理的配慮」と「障害者理解の促進」に向けた学習内容の振り返りや進め方の検討を組織内で行っている。	・今後も市、関係機関、地域住民等と一体となり、市民一人ひとりの気配りや思いやりの気持ちを高める啓発をすすめる必要がある。 障害者差別解消法を基本に「合理的配慮」と「障害者理解の促進」を柱に、商店が点字メニューや筆談ボードを置いたり、スロープや手すりを設置するなど障害に対する理解を広め、誰もが困らないよう、施策を総合的に推進する体制が必要である。
		地域環境のバリアフリー化の推進 (総務課)	特になし	本庁舎については建設時にバリアフリー化が十分図られているものの、利用実態や状況変化によってはまだ十分とはい切れず、今後も改修を重ね補完していく必要がある。
		交通環境のバリアフリー化の推進 (都市整備課)	バス車両更新時における低床車両（ノンステップバス）購入補助（3台）	ノンステップバスの特徴（デメリット）として①座席数が少ない②積雪時走行に不向きであると運行事業から伺っており、運行全車をノンステップバスとするのは難しい状況にある。
		交通環境のバリアフリー化の推進 (社会福祉課)	兵庫県ゆずりあい駐車場利用者証交付件数 19 件（2019. 8 末時点） 【参考 2018 年度】35 件交付	特になし
		住環境のバリアフリー化などの推進 (建築住宅課)	特になし (市営塩津住宅 2 部屋をバリアフリー化に向けて計画中)	特になし
		住環境のバリアフリー化などの推進 (社会福祉課)	【2019 年度】 1 件 公費負担 200,000 円 住宅改修（段差解消） 【参考 2018 年度】 2 件 公費負担 326,214 円	特になし
		住まいの確保 《新規》 (建築住宅課)	特になし	入居申込者の希望が一部の市営住宅（旧豊岡地域、単身入居可能居室有の住宅等）に集中し、需要と供給が一致せず円滑な住居確保に結びつかない場合がある。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	住まいの確保 《新規》 (社会福祉課)	引き続き、「住居について検討するプロジェクトチーム」でアンケートや懇談会で見てきた課題と支援者ができることをすり合わせ、課題の解決に向けた取組みを行う。 (内容) - 不動産関係者との関係を深めていき、障害者の入居支援を協力して進める。 - 支援者に入居支援のイメージや情報共有を行うため、勉強会を開催する。 - 住まいの確保についての選択肢（シェアハウスなど）を検討する。	・豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会「住居について検討するプロジェクトチーム」において、相談支援専門員向けに入居支援の研修会を不動産関係者同席のもと行った。 1 回目：2019 年 6 月 19 日 入居前の支援について 2 回目：2019 年 7 月 17 日 入居の際及び入居後の支援について ・市内事業所にグループホーム新規開設サポート事業補助金の活用について照会した。 【参考 2018 年度】 補助金交付 1 件 340,000 円	相談支援専門員だけでなく、不動産関係者や地域など様々な関係者の理解を得ながら取り組む必要がある。
	情報、サービスのバリアフリー化の推進 (秘書広報課)	15 ページ「情報内容、提供方法の充実」に掲載	15 ページ「情報内容、提供方法の充実」に掲載	15 ページ「情報内容、提供方法の充実」に掲載
	情報、サービスのバリアフリー化の推進 (選挙管理委員会)	7 月末頃に任期満了を迎える参議院議員通常選挙について、これまでと同様に投票所及び啓発・情報発信についてバリアフリー化に配慮した取り組みに努める。	参議院議員通常選挙において、期日前投票所内における点字版立候補者名簿の配備や希望者には点字及び音声版の選挙案内を郵送により直接配布した。	突発的な周知事項が発生した際など、主に防災行政無線を使用して周知を行うこととなるが、聴覚障害の方に対しては、健康福祉部を通じ、FAXによる周知を図る予定である。今後、スムーズに対応を取ることができるよう、連携確認の必要がある。
	情報、サービスのバリアフリー化の推進 (社会福祉課)	・防災情報・FAXメール配信（不定期、災害時のみ） ・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・音声による選挙公報の配布希望者の確認	・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・聴覚障害の方については、FAX、メール等を有効に活用しながら情報提供を行った。	・視覚障害者への広報のため、継続して点訳ボランティアの募集・養成が必要 ・講演会等では、市外の要約筆記者の協力なしでは4人1組のチーム派遣ができないため、市内の要約筆記者の養成が必要
	観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (大交流課)	多様性を受け入れる土壌や経験などの豊岡のローカルを核に「豊岡市大交流ビジョン」に大交流モデルとして示している「ユニバーサルツーリズム」に取り組む。 ＜期待される効果＞ 市民：市民自身も観光を楽しむ、多様性を受け入れる 多様な訪問者：支障なく観光を楽しむ 広義の観光産業：新たなマーケットの開拓 ※多様な訪問者の多様とは：訪問の目的、属性（年齢、性別、国籍、障害の有無など）を限らない ※広義の観光産業とは：従来の観光業のほか、豊岡への訪問者を相手とした農林水産業や鞆産業など	特になし	・多様な文化や考え方を学ぶ機会の設定 ・宿泊施設や温浴施設のバリアフリー化の推進

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (社会福祉課)	観光施設等における合理的配慮の啓発方法について検討する。	特になし	特になし
②防犯・防災施策の促進				
	災害時要援護者登録制度の推進、充実 (社会福祉課)	・災害時要援護者名簿の内容を最新とするため、名簿情報を年2回更新する。 ・防災課と連携して県の「防災と福祉の連携促進モデル事業」を実施。	・災害時要援護者名簿の情報更新を行い3月、8月に情報提供を行った。 ・防災課と連携してモデル地区となる下陰区へ説明を行った。	各自治組織で災害時における情報伝達、避難支援などの取組みに対して温度差があるため、今後は、各地域でより効果的な要援護者支援体制づくりを支援していく必要がある。
	災害時安心ファイルの活用 《拡充》 (社会福祉課)	引き続き障害者福祉のしおりに掲載して周知を図るとともに、広く市民の方への周知方法を検討する。	窓口で適宜配付。 障害者福祉のしおり配布時に災害時安心ファイルを紹介している。	災害時安心ファイルについては、障害のある人だけではなく、周囲の方に知っていただくことも重要であるため、市民の方に広く周知・啓発が必要である。
	地域防災計画の推進 (防災課)	地域で支援する人たち、自主防災組織を対象とした出前講座を積極的に実施し、自助・共助・公助による命と暮らしを守る取組みについて啓発を行う。また、災害時に特に支援を要する人たちへの支援が適切に行き渡るよう、地域、障害福祉関係団体等への啓発を行う。	出前講座 実施回数：31回実施（前年同期：24回実施）、参加者：1,396人（前年同期：1,065人） ・出前講座では、講座受講希望区・団体のおかれた状況を加味した講座内容とし、より興味を持ってもらえる内容での講座としている。また複数年継続して出前講座を行っている区も増えており、内容もステップアップしたものとなっている。 ・地域コミュニティ組織での出前講座も増えており、単独区ではできない活動にも取り組みを進めてもらっている。 防災ワークショップ：城崎地域で実施（9月に奈佐地区でも実施） ・ワークショップの成果品として、「地域防災活動の手引き」を城崎地域に全戸配布した。「手引き」では、各区が避難にあたり課題となる事象を取りまとめており、今後、各区で課題解決に向けた話し合いを進めてもらうようお願いしている。 ・また「どのタイミングで」「どこへ」避難するかなどを記載する「マイ避難カード」も配布し、各家庭での避難行動に関する話し合いを行ってもらうように依頼している。	・出前講座を行っていない区への開催をどのように進めるか、出前講座に参加しない区民へどのように情報提供を行うか、検討が必要である。 ・防災ワークショップでまとめた地域課題の解決のためのフォローアップ。 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）で避難確保計画の作成。未了施設への計画作成支援。
	防犯体制の整備 (生活環境課)	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。防犯灯、防犯カメラ設置の促進。	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。 防犯灯、防犯カメラ設置の促進。 市民啓発講座（福祉委員対象）：1回70人 市民啓発講座（民生児童委員対象）：1回40人 防犯灯設置補助金：約650基	障害者への相談体制の充実
	防災情報FAXなど 防災情報提供の充実 (防災課)	引き続き聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがある時にその放送内容をファックス・電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図る。 防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット（携帯メール）への登録を勧奨する。	台風接近時や熱中症警戒等の防災行政無線での放送内容をファックス・電子メールにより伝達した。 出前講座やワークショップ、各種イベント、防災課窓口等とよおか防災ネットのチラシを配布し、登録を依頼した。	情報提供が必要な方への登録勧奨を行い、登録者を増加させる。

施策名 (所管課及び関係団体)		今年度の取組み方針	上半期の事業実績	事業の課題
	防災情報 F A X など 防災情報提供の充実 (社会福祉課)	災害時 聴覚障害者に対し、F A X ・ 電子メール等において緊急情報等を迅速、正確かつ簡潔に伝えていくため、防災担当課・避難所担当課と密接な連携をとる。 豊岡防災ネット（携帯メール）への登録の勧奨を行う。また、防災 F A X の登録者拡大に努める。	災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災 F A X ・ メールの登録者へ随時情報提供を行った。	防災 F A X の新規登録者が少ない。
	災害時、緊急時の対応 の検討 (社会福祉課)	引き続き、災害時の情報提供を行うとともに、災害時安心ファイルを配布するなど事前の備えを整える。 関係機関と連携して、災害時の支援体制について検討する。	・希望者に災害時安心ファイルを配布し、事前の備えを周知した。 ・急病時の手話通訳者の派遣について検討を行った。	災害時における障害特性を踏まえた対応について、関係機関との情報共有を行う必要がある。
	福祉避難場所の充実 (社会福祉課)	・万が一の災害に備え、福祉避難所開設の迅速な対応がとれるよう、施設長会議をはじめ、各施設との連携を図る。	特になし	地域防災計画において、福祉避難所は災害発生当初から開設されない。 そのため、まずは避難所に避難する必要があり、要援護者の調査が行われたあと、必要があれば福祉避難所が開設される。 この避難所から福祉避難所へ避難するまでの運用方法を検討する必要がある。
	福祉避難場所の充実 (防災課)	引き続き福祉避難所として協力いただける機関、施設との協定締結を進める。 ケアマネージャーなどの福祉関係者と情報共有を行う場を定期的に設ける。 福祉専門職によるケアプラン等の作成時に合わせ、個別支援計画を作成する「福祉と防災連携促進モデル事業」に新たに取り組む。	(1)特養・養護・老健施設長等連絡協議会への協力要請 定例会に参加し、普及啓発を行っている。 ・福祉避難所への避難に関する考え方について ・風水害時における施設利用者の避難確保計画作成について (2)福祉と防災連携促進モデル事業の実施 下陰区の災害時要援護者に対して、福祉専門職を交えた個別支援計画の作成に向けての調整	(1)一般避難所における福祉避難スペース確保の進め方 医療等の支援が必要な方への災害時の対応 (2)福祉と防災連携促進モデル事業の実施 ケアプラン等に要援護者の災害時における避難ルール等が盛り込まれているかチェックを行えるような体制を構築する等、関係者に対して引き続き働きかけを行う必要がある。 個別支援計画の作成にあたり、どこまで福祉専門職等の協力が得られるか。
	地域支援体制の充実 《拡充》 (防災課)	引き続き自主防災組織に対する出前講座や防災ワークショップなどを行う。 自主防災組織実態調査についても毎年実施し、地域での支援体制の把握に努め、優良事例、奏功事例等を積極的に紹介する。 また、引き続き災害時要援護者の支援者に加入いただくボランティア保険の保険料を公費で負担する取組みにより、個別支援計画策定率の向上を図る。	2019 年 8 月 31 日時点の要援護者数：389 人（前年同期 376 人） 個別支援計画策定済みの区・町内会：154（前年同期 120） 個別支援計画策定済みの要援護者：703 人（前年同期 678 人） 支援者数：1,155 人（前年同期 1,061 人）	避難行動要援護者の個別支援計画未策定区のうち、特に要援護者台帳に要援護者登録のある区に対して、個別支援計画の策定を呼びかける必要がある。 個別支援計画から漏れている要援護者の状況確認（要援護者の意思で個別支援計画を作っていないのか、地域の援護者不足等で個別支援計画が作れないのかなど）
	地域支援体制の充実 《拡充》 (社会福祉課)	26 ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載	26 ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載	26 ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載。